

## 広島県告示第八百二十三号

海岸法（昭和三十一年法律第一号）第五条第四項の規定によって、港湾隣接地域に接する海岸保全区域のうち、港湾管理者の長が管理することが適当であると認め、当該港湾管理者の長と協議して定めた区域は、次のとおりである。

令和二年七月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

平成四年広島県告示第五百五十七号で海岸保全区域として指定した広島港海岸宇品東地区海岸の海岸保全区域のうち平成四年広島県告示第五百五十九号で指定した広島港宇品東地区港湾隣接地域に接する区域

### 一 区域

基点一から基点三までの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域（基点の表示角度は真北による。）

### 二 点の位置

基準点 広島市南区元宇品町元宇品公園（四等三角点元宇品）

（東経一三二度二七分四五秒三二六、北緯三四度二〇分二八秒八三二、標高

五二・二二メートル）

基点一 基準点から四〇度三〇分方向一三四四・二五メートルの点

基点二 基点一から一二三度三〇分方向六七・三〇メートルの点

基点三 基点二から三〇度〇五分方向四〇・九〇メートルの点